

第88回 北海道地方交通審議会船員部会 議事概要

開催年月日 平成28年1月22日（金）

開催場所 北海道運輸局6F会議室

□議 題□

1. 審議事項

(1) 船員に関する特定最低賃金の改正（案）について

2. 報告事項

(1) 平成27年度最低賃金専門部会（3業種）審議結果について

(2) 管内船員職業安定業務取扱状況（平成27年12月分）について

(3) 離職四法に基づく減船離職船員現況調べについて

(4) 離職四法に基づく求職者手帳発給数及び支給実績について

3. その他

情報交換

□議事概要□

1. 審議事項に入る前に、北海道漁業最低賃金専門部会の審議状況について、各部会長から報告があった。

2. 船員に関する特定最低賃金の改正について審議に入り、事務局より下記について提案があり、原案通り決議された。

北海道地方交通審議会船員部会は、北交審第22号（平成27年9月15日付）により本船員部会に付託された「船員に関する特定最低賃金の改正」について、下記のとおり答申することが適当であるとの結論を得たので報告します。

(1) 北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金

職員 「242,500円」を「244,300円」に、

ただし書の職員 「226,050円」を「227,850円」に、

部員 「183,200円」を「185,000円」に、

ただし書の部員 「174,050円」を「175,850円」に改正

(2) 北海道海上旅客運送業最低賃金

職員 「239,350円」を「240,550円」に、

部員 「178,300円」を「179,300円」に改正

(3) 北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金

1人歩船員 「195,300円」を「196,800円」に改正

3. 事務局より、今後効力を発生するまでの手続き等について、説明があった。

4. 海事振興部長より、諮問した運輸局を代表して決議に対する謝辞があった。

5. 事務局より平成27年12月分の管内船員職業安定業務取扱状況について報告があり、紹介実績について、質疑があった。

6. 情報交換では労働者委員より、FOCキャンペーンの実施について、及び水産庁からロシア海域さけます流し網漁船の事業者を対象に説明会があったとの情報提供があった。

7. 次回の船員部会は平成28年2月26日（金）13時30分より開催することを確認した。
（以 上）